

# 金山工場団地 募集要項

令和7年12月  
丸森町

## 1 事業目的

本町では、少子高齢化による人口減少が続き深刻な状況となっている。高校・大学・専門学校卒業時における若者の転出が著しく、町内雇用者数が少ないことも大きな要因となっている。この解決策として、企業誘致等を実施しており、震災後は製造業の新規事業所立地3社、既存製造業の事業所拡大4社のほか老健施設や太陽光発電所、小売店などの立地により雇用者数は確実に増加している。この雇用者数増加をさらに推進するため、企業誘致等による新規事業所立地を進め、産業振興による人口減少問題への対応を目的とし進出企業の随時募集を行うもの。

## 2 用地の概要

### （1）用地の概要

所在地	丸森町金山字西新田66番地
総面積	1.46ha
募集面積	1.46ha
用途地域	都市計画区域外（建ぺい率、容積率 制限なし）
規制等	・水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規制基準及び宮城県公害防止条例に定める特定施設に該当する場合は基準を満たす必要があります。 ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例により、工場立地法で定められた「緑地の敷地面積に占める割合」を「10%以上」、「環境施設の敷地面積に占める割合」を「15%以上」に緩和しています。
分譲時期	要相談

### （2）公共施設等

道路	雉子尾長根線
上水道	丸森町上水道
下水道	丸森町公共下水道
電力	東北電力
ガス	プロパンガス

### 3 募集条件

#### (1) 対象業種

① 日本標準産業分類のうち、次に掲げる業種とします。

大分類		対象業種（中分類）
A	農業、林業	02 林業
B	漁業	04 水産養殖業
D	建設業	全業種
E	製造業	全業種
G	情報通信業	39 情報サービス業
H	運輸業、郵便業	44 道路貨物運送業、47 倉庫業、48 運輸に付帯するサービス業（484 こん包業のみ）
I	卸売業、小売業	50 各種商品卸売業、51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、55 その他の中売業、
M	宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業（751 旅館、ホテルのみ）
N	生活関連サービス業、娯楽業	全業種
O	教育、学習支援業	全業種
P	医療、福祉	全業種

② 住居（併設を含む）及び事務所等を伴わない自家用倉庫、駐車場、資材置場等は対象外とします。

③ その他、当地区の環境に影響を及ぼすおそれがなく、水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の規制基準及び宮城県公害防止条例に定める特定施設に該当する場合は、条例に定める基準を満たすこと。

#### (2) 取得方法 分譲のみ

#### (3) 販売価格 1億6,280万円

#### 4 申込者の資格

申込者は、事業所（その事業の用に供する施設）を設置し、事業を行う単一事業所又は複数の事業所で構成されたグループとし、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、グループによる応募の場合にも、構成する全ての事業者は次の要件を全て満たすものとします。

- ① 自ら募集業種に適合する事業の用に供する施設（以下「施設等」という。）を経営しようとする者であること。
- ② 土地売買契約の日から1年以内に施設等の建設に着手し、2年以内に施設を完成し、かつ、施設等の建設終了後継続して施設等において事業を営むことのできるものであること。ただし、やむを得ない理由があり、町が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 施設等の建設、経営に係る資金計画が適切であり、分譲代金及び保証金を確実に支払うことが出来るものであること。
- ④ 国・県・町税の未納がないこと。
- ⑤ 納税及び雇用の面で本町に貢献できること。
- ⑥ 公害防止対策を十分に講じることができること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員に該当しないこと。
- ⑧ 施設等を政治的用途若しくは宗教的用途に用いないこと。

#### 5 契約保証金

契約の際に売払価格の金額を一括して支払う方法。または、保証金として売買代金の100分の10以上の額を納入していただきます。なお、当該保証金は、売買代金に充当することができます。

#### 6 立地協定の締結

進出事業者に決定した場合、本町との立地協定を締結していただきます。なお、立地協定の締結時期については、個別にお知らせすることとします。

## 7 募集スケジュール

募集期間	令和7年12月1日～同年12月31日まで
審査	申し込み順に提出された書類を審査して進出事業者を決定します。
結果通知	進出事業者を決定後、個別に通知します。
立地協定	進出事業者と立地協定を締結します。

### (留意事項)

審査から結果通知まで概ね1か月を要します。

事業者の決定については、事業者ごとに個別にお知らせし、町ホームページ等では公表しません。

## 8 申込手続き

(1) 申込み方法 申込者は、直接持参又は郵送により申込書類を出して下さい。

(2) 申込書類 申込者は、以下の書類を提出してください。

No	必要書類	部数
1	丸森町金山工場団地分譲申込書【様式1】	1部
2	丸森町金山工場団地分譲事業計画書【様式2】	1部
3	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書【様式3】	1部
4	役員名簿（暴力団等の排除関係）【様式4】	1部
5	定款又はこれに準じるもの	1部
6	●法人…法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ●個人事業主…住民票抄本 ※原本 交付日より3ヶ月以内のもの	1部
7	決算書または確定申告書の写し ※直近3期分（損益計算書、貸借対照表）	1部
8	納税証明書（①～③全て提出）※直近のもの ●法人…①国税及び消費税、②県税（法人県民税・法人事業税）、 ③市町村税（所在市町村の法人市町村民税及び固定資産税） ●個人事業主…①国税、②県税、③市町村税（所在市町村の市町 村民税・固定資産税及び国民健康保険税）	1部
9	会社概要（会社案内等パンフレットを含む）	1部

(留意事項)

※必要に応じ、上記以外の資料を提出していただく場合がありますので、あらかじめご承知願います。申込書類等の作成に係る一切の費用については、申込者の負担とします。なお、申込書及び添付書類は返却いたしません。

※役員等の届出について「丸森町暴力団排除条例」により、暴力団及び暴力団員が関与する企業の立地は認められません。このため、役員等について様式4により届出を提出していただき、宮城県警察本部により届出された役員等が暴力団員でないことを確認させていただきます。なお、役員等に暴力団員等の関与が認められた場合は、企業との契約が締結できないことになりますので、あらかじめご承知おき下さい。

(3) 申込受付場所

宮城県丸森町 商工観光課 商工班  
〒981-2152 宮城県伊具郡丸森町鳥屋 120 番地  
TEL : 0224-87-7620  
E-mail : [shokou@town.marumori.miyagi.jp](mailto:shokou@town.marumori.miyagi.jp)

(4) 申込受付時間 午前8時30分～午後17時00分（土日祝日を除く。）

9 進出事業者の決定

提出された申込書類を審査し、町長が決定します。進出事業者については、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとします。

- ・経済波及効果（雇用者、投資額など）
- ・財務関係（納税状況、資金計画など）
- ・事業性（事業の継続性など）
- ・環境関係（周辺環境との調和など）
- ・地域貢献（丸森町、金山地区への地域貢献など）

審査の過程で、申込内容について説明を求めることがあります。

審査結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

審査結果は、申込者へ個別に連絡することとし、町ホームページ等での公表はいたしません。

## 10 契約、土地の引渡し等

本町と進出決定事業者は、土地売買契約を締結します。契約締結及び土地引渡し時期等については、別途、協議して定めます。契約時に、契約保証金が必要となります。

## 11 その他契約の主な内容

### (1) 権利等の継承

進出決定事業者は、本町の承諾を受けることなく、進出にかかる権利を第三者に転貸や譲渡することはできません。

### (2) 建設義務等

進出決定事業者（契約者）は、本契約の締結日から1年以内に施設等の工事に着手し2年以内に自ら施設等を建設し、操業または事業を行うものとします。進出決定事業者（契約者）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に準拠して施設等を建設しなければなりません。プレハブ等の仮設での施設建設は認めません。

### (3) 契約解除権

本町は、進出決定事業者（契約者）がこの募集要項と当該土地に係る契約に違反したと本町が認めたときは、催告によらないでこの契約を解除することができます。その場合、進出決定事業者（契約者）は、直ちに、当該土地をこの契約を締結した時の現状に回復（土壌汚染物等を含む）して、本町の定めるところに従い本町に返還するものとします。原状回復に係る費用は、進出決定事業者（契約者）の負担となります。

### (4) その他費用

所有権移転登記に係る一切の費用や上下水道の引込みに係る費用、水道加入負担金、収入印紙、振込手数料、納税証明書または登記簿取得に係る費用、その他、申込手続きや工場の建築及び操業に係る一切の費用は、進出予定者の負担となります。